



修景に対して補助金があります

歴史的市街地の修景推進事業

本事業の趣旨

太宰府市は、将来像として掲げる「百年後も『古都太宰府の風景』が映えるまち」の実現を目指し、様々な事業を推進しています。

本事業は、その一環として歴史的風致の維持向上を目的とし、**太宰府市歴史的風致維持向上計画で定める重点区域内の対象道路（参道、小鳥居小路、溝尻道路、宮町通り、新町通り、横町）に接している修景対象建造物の外観部分または外構・路外駐車場の門、塀、柵、街灯等の修景***整備に対し、工事費の一部を補助するものです。

修景*：外観を周囲の歴史的景観に合わせて整える行為

ご相談ください



申請対象

申請できる人

- ・所有者、管理者

※申請者と所有者が異なる場合は、承諾書の提出が必要です。

対象となる建物

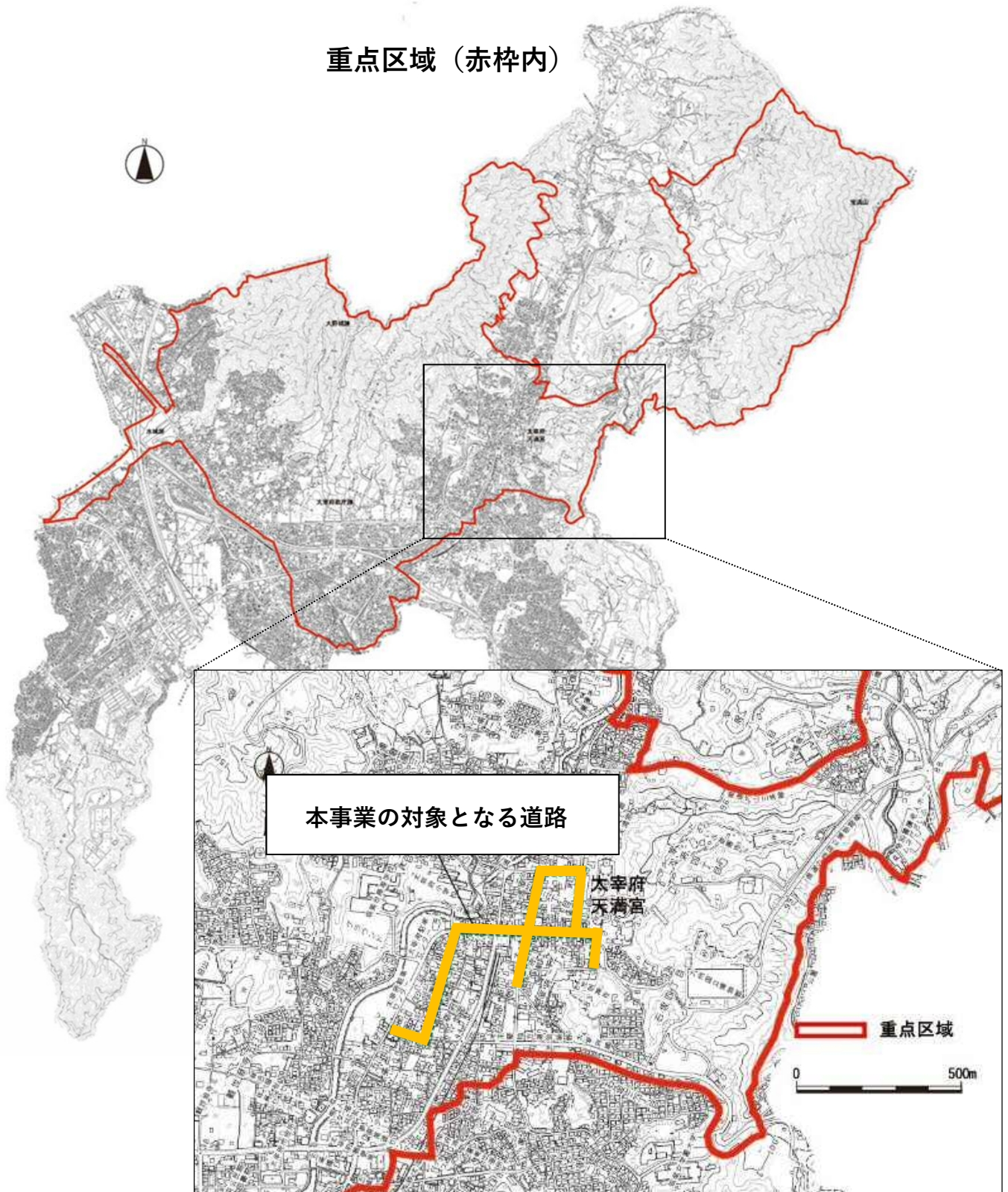
次の①～③をすべて満たす建築物とします。

- ① 建築基準法等の法令を遵守した建築物（個人住宅、店舗等）
- ② 歴史的建築物を参考とした意匠の建築物【太宰府市景観形成ガイドライン参照】
- ③ 歴史的風致維持向上計画（第2期）で定める対象道路境界から1.8m以内にある建築物

対象となる範囲

太宰府市歴史的風致維持向上計画（第2期）で定める重点区域内の対象道路（参道、小鳥居小路、溝尻道路、宮町通り、新町通り、横町）に接している建造物等とします。

重点区域（赤枠内）



補助対象経費・補助金額

- ① 補助対象経費は、住宅等の外観部分で区域内にある歴史的意匠を参考とした新築、増築、改修、修繕等に要する経費

補助金額は、補助対象経費の $\frac{2}{3}$ （千円未満切捨て）

補助金額の上限は、**300万円**かつ予算の範囲内

- ② 補助対象経費は、外構・路外駐車場で区域内にある歴史的意匠を参考とした門、塀、柵、街灯等の整備に要する経費

補助金額は、補助対象経費の $\frac{2}{3}$ （千円未満切捨て）

補助金額の上限は、**150万円**かつ予算の範囲内

※審査内容と著しく異なり、事業趣旨と合致しないと判断される施工が行われた場合ならびに補助金を目的外に使用した場合などは、太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付規則第15条に基づき補助金返還を求めます。

参考例 (①)

補助対象経費 (300万円)



補助対象経費 (600万円)



その他申請条件

- ・原則として申請年度内に工事完了の見込みがあること。
- ・申請時点及び審査期間中に工事の着工が行われていないこと。
- ・申請額ならびに本補助金の趣旨に反する変更は、原則として認められない。
- ・他の補助・助成等が行われる場合には、本事業での施工部分と重複しないこと。
- ・工事完了後は、所有者等による責任ある維持管理を行うこと。

手続きのながれ

【提出書類一覧】

事前協議

- ・ 太宰府市街なみ整備助成事業補助金事前協議申出書
- ・ 設計図書（付近見取図、平面図、立面図）
- ・ 補助対象に係る見積書
- ・ 現況写真（2方向以上）

交付申請

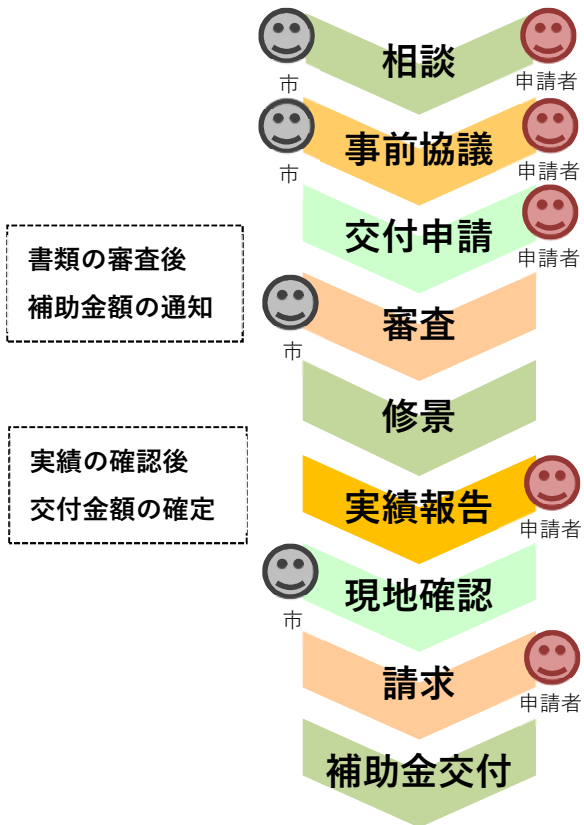
- ・ 太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 設計図書（付近見取図、平面図、立面図）
- ・ 補助対象に係る見積書（3者以上）
- ・ 現況写真（2方向以上）

実績報告

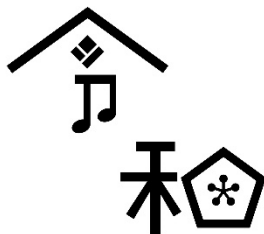
- ・ 太宰府市街なみ整備助成事業実績報告書（様式第5号）
- ・ 経費精算内訳書
- ・ 支払証明書（領収証等の写し）
- ・ 工事契約書等の写し
- ・ 完了写真

請求

- ・ 太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付請求書（様式第7号）



- ・ 事前協議、交付申請、実績報告、請求の際は上記の書類（1部）を準備してください。
- ・ 内容等の変更の際は太宰府市街なみ整備助成事業補助金変更申請書（様式第3号）を提出してください。
- ・ 途中で内容の変更が想定される場合は必ず早めに相談してください。
（変更内容によっては交付決定内容を変更する場合があります。）
- ・ 交付申請受付から審査期間がおおよそ1か月半程度の時間を要します。早めに相談してください。



令和の都 だざいふ
The Origin of Reiwa

《問い合わせ》

太宰府市都市整備部都市計画課
景観・歴史のまち推進係
〒818-0198
福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号
Tel: 092-921-2121（内線424）
Fax: 092-928-7415
Mail: urban-planning@city.dazaifu.lg.jp

【令和6年2月版】